

第2編 材 料 編

第1章 一般事項

第1節 適 用

工事に使用する材料は、**設計図書**に品質規格を特に明示した場合を除き、この共通仕様書に示す規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。ただし、監督員が承諾した材料及び設計図書に明示されていない仮設材料については除外もとする。

第2節 工事材料の品質

1. 受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、検査時までに監督員へ提出するとともに、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
2. 約款第13条第1項に規定する「中等の品質」とは、JIS規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものをいう。
3. 受注者は、**設計図書**において試験を行うこととしている工事材料について、JISまたは**設計図書**で**指示**する方法により、試験を実施しその結果を監督員に提出しなければならない。なお、JISマーク表示品については試験を省略できる。
4. 受注者は、**設計図書**において指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督員に**提出**しなければならない。
5. 受注者は、工事材料を使用するまでにその材質に変質が生じないよう、これを保管しなければならない。なお、材質の変質により工事材料の使用が、不適当と監督員から**指示**された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再度確認を受けなければならない。
6. 受注者は、海外で生産された建設資材のうちJISマーク表示品以外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督員に提出しなければならない。

なお、表1-1に示す海外で生産された建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査証明書を材料の品質を証明する資料とすることができる。

表1-1 「海外建設資材品質審査・証明」対象資材

区分／細別	品目	対応JIS規格（参考）
I セメント	ポルトランドセメント	JIS R 5210
	高炉セメント	JIS R 5211
	シリカセメント	JIS R 5212
	フライアッシュセメント	JIS R 5213
II 鋼材	1 構造用圧延鋼材	一般構造用圧延鋼材
		溶接構造用圧延鋼材
		鉄筋コンクリート用棒鋼
		溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材
	2 軽量形鋼	一般構造用軽量形鋼
	3 鋼管	一般構造用炭素鋼鋼管
		配管用炭素鋼鋼管
		配管用アーク溶接炭素鋼鋼管
		一般構造用角形鋼管
	4 鉄線	鉄線
	5 ワイヤロープ	ワイヤロープ
	6 プレストレストコンクリート用鋼材	P C鋼線及びP C鋼より線
		P C鋼棒
		ピアノ線材
		硬鋼線材
	7 鉄鋼	鉄線
		溶接金網
		ひし形金網
	8 鋼製ぐい及び鋼矢板	鋼管ぐい
		H型鋼ぐい
		熱間圧延鋼矢板
		鋼管矢板
	9 鋼製支保工	一般構造用圧延鋼材
		六角ボルト
		六角ナット
		摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金のセット
III 漆青材料	舗装用石油アスファルト	日本道路規定規格
	石油アスファルト乳剤	JIS K 2208

IV 割ぐり石及び骨材	割ぐり石	JIS A 5006
	道路用碎石	JIS A 5001
	アスファルト舗装用骨材	JIS A 5001
	フィラー（舗装用石炭石粉）	JIS A 5008
	コンクリート用碎石及び碎砂	JIS A 5005
	コンクリート用スラグ骨材	JIS A 5011
	道路用鉄鋼スラグ	JIS A 5015

7. 受注者は、表1-1の工事材料を使用する場合には、その外観及び品質規格証明書等を照合して**確認**した資料を事前に監督員に**提出**し、監督員の**確認**を受けなければならない。

表1-2 指定材料の品質確認一覧

区分	確認材料名	摘要
鋼材	構造用圧延鋼材	
	プレストレストコンクリート用鋼材 (ポストテンション)	
	鋼製ぐい及び鋼矢板	仮設材は除く
セメント及び混和材	セメント	JIS製品以外
	混和材料	JIS製品以外
セメント コンクリート製品	セメントコンクリート製品一般	JIS製品以外
	コンクリート杭、コンクリート矢板	JIS製品以外
塗料	塗料一般	
その他	レディーミクストコンクリート	JIS製品以外
	アスファルト混合物	
	場所打ぐい用 レディーミクストコンクリート	JIS製品以外
	薬液注入材	
	種子・肥料	
	薬剤	
	現場発生品	